

社会保険 おきなわ

2016

9

NO.464

今月の記事

P2 … 国民年金加入の手続き

P3 … 電子申請のご案内

P4 … 平成 27 年度決算見込みのお知らせ

P5 … 平成 27 年度事業報告

P6 … 平成28年9月から厚生年金の保険料率が変わります

P7 … 健康づくり講習会のご案内

P8 … 年金シニアライフセミナーのご案内



シーサー



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

年金事務所 からのお知らせです。

会社を退職された方へ **国民年金の手続きはお済みですか？****国民年金の届出が必要です！**

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】

年金手帳

【保険料額】

国民年金の保険料は、月額**16,260円**(平成 28 年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

**保険料の免除制度があります！**

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を収めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください(郵送の場合は事務センターでも可)。

申請が遅れても最大2年1ヵ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください。**

【手続きに必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的期間の証明の写し

納付猶予制度が、50歳未満に拡大しました。

平成 28 年 7 月 1 日の制度改正により、納付猶予制度の対象年齢が 30 歳未満から 50 歳未満に拡大されました。

50 歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

**電子申請** ご利用の流れ**STEP1 電子証明書を取得します**

- ・電子申請では、申請者の確認をするために電子証明書が必要になります。
 - ・電子証明書は、書面による手続きの際の印鑑に相当します。
 - ・電子証明書は、認証局と呼ばれる機関が発行しています。
- なお、発行には手数料がかかります。
- ・詳細は、ホームページをご参照ください。

e-Gov 電子証明書取得

検索

**STEP2 パソコンの環境設定(利用準備)を行います**

- ・ご利用のパソコンが電子申請するための条件を満たしているか確認を行います。
- ・手順については、ホームページをご参照ください。

e-Gov 環境設定

検索

STEP3 申請データを作成します**現在、書面で申請されている場合**

- 電子申請は、e-Gov の画面に1件ずつ直接データを入力する方法とまとめてデータを作成して添付する方法があります。
- 一度にまとめて申請する場合は、日本年金機構が無料で提供しているプログラムで申請データを作成することができます。プログラムのご利用方法は、ホームページをご参照ください。

届書作成プログラム

検索

現在、CD・DVDで申請されている場合

現在 CD・DVDでの申請に使用しているデータを活用して、電子申請をすることができます。

電子申請が可能になります

STEP1,2 についてのお問い合わせ先はこちらです。

【電子政府利用支援センター】**050-3786-2225**

《受付時間》

月～金曜日：4～7 月 午前 9 時～午後 7 時

8～3 月 午前 9 時～午後 5 時

土日、祝祭日：午前 9 時～午後 5 時

電子政府利用支援センター

検索

STEP3 についてのお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】

0570-058-555 ※音声案内の 2 番をご選択ください

050 から始まる電話でおかけの場合は

03-6700-1144 ※音声案内の 2 番をご選択ください

《受付時間》 月～金曜日：午前 9 時～午後 7 時

第 2 土曜日：午前 9 時～午後 5 時

※祝日(第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日～1 月 3 日は

ご利用いただけません。

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

協会けんぽの平成27年度決算見込みのお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません。

平素より協会けんぽの取組みにご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成27年度の決算*見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

平成27年度決算はどういう内容ですか？

収入は、前年度に比べ1,400億円の増加となりました。これは景気が回復基調にあることから保険料を負担する被保険者の賃金（標準報酬月額）が上昇していることに加え、被保険者数が増加したことが要因です。

一方、支出は前年度に比べ2,700億円の増加となりました。これは、「1人当たり医療費（医療給付費）」の伸び率が協会が設立された平成20年度以降で最も高い伸び（4.4%）となったことが主な要因であり、さらに加入者数（被保険者とそのご家族（被扶養者））の増加も重なった結果です。

また、支出の4割を占める高齢者の皆さまの医療費の一部を負担する「拠出金等」については、複数の要因が重なり、前年度に比べ700億円の減少となりました。平成27年度は一時的に減少したものの、依然として重い負担になっています。

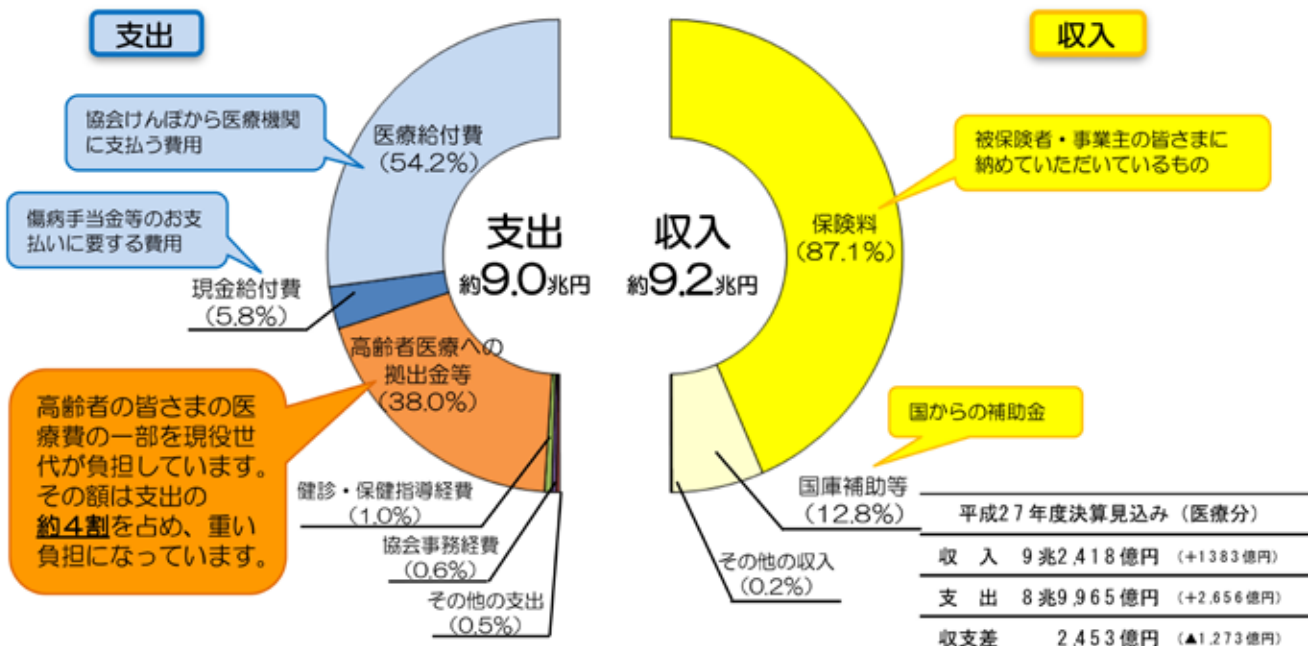
この結果、単年度収支差は前年度に比べ1,300億円減少しましたが、プラス2,500億円となりました。

なお、年度末の準備金残高は1兆3,100億円となります。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

協会けんぽの財政状況については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は変わっていません。また、今後も高齢化が進むため、高齢者の皆さまの医療費の一部を負担する「拠出金等」の動向についても注視が必要です。

協会けんぽの平成27年度決算見込み（医療分）



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
 ※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

協会けんぽの平成27年度事業報告について

平成27年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

※平成27年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧くださいませようお願いします。
※記載されている数値は、平成28年3月末時点のものとなります。

健診・保健指導の推進

- ◆ 平成27年度の40歳以上の被保険者の生活習慣病予防健診実施率は**48.0%**と、前年度に比べ1.3ポイント増であり、着実に向上しています。一方で、被保険者に対する**特定保健指導実施率は13.0%**となりました。
- ◆ 今後も事業主の皆さまや地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取り組んでまいります。



データヘルス計画の推進

- ◆ 協会の「データヘルス計画」では、①特定健診・特定保健指導の推進、②事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）、③重症化予防対策の3点を基本事項と位置付けています。
- ◆ 重症化予防の取組みとしては、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら受診していない方に対して、文書や電話で医療機関の受診をお勧めしています。27年度は約24万人の皆さまに受診をお勧めしました。

お得で、充実した検査内容の、「生活習慣病予防健診」をご利用ください！

35歳から74歳までの被保険者であれば、協会けんぽから費用補助があり、がん検診などの検査項目も充実した「生活習慣病予防健診」を受けることができます。

また、生活習慣の改善が必要と判定された方に、健康づくりのアドバイスをを行う特定保健指導を無料で実施しています。

協会けんぽ沖縄支部にお気軽にご相談ください。

医療費適正化の取組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- ◆ 平成27年度もジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担分の軽減見込額を加入者の皆さま（1回目：約181万人、2回目：約194万人）にお知らせし、1回目では全体の約28%の方がジェネリック医薬品に変更されました。また、1回目では約87.2億円の医療費の軽減効果が得られました（2回目は集計中）。
- ◆ なお、平成21年度から6年半の累計では約502億円の医療費の軽減効果が得られました。

「ジェネリック医薬品」に変更するには？

まずは、お医者さん又は薬剤師さんに相談してみましょう。協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の希望をお伝えしやすくするため、保険証やお薬手帳に貼って使用する「ジェネリック医薬品希望シール」を加入者の皆さまにお配りしています。ご希望の方は、協会けんぽ沖縄支部にご連絡ください。

被扶養者資格の再確認

- ◆ 協会けんぽでは、毎年6月頃に被扶養者資格の再確認業務を行っています。平成27年度は、この確認を通じて、約7.3万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約32億円削減**される見込みとなりました。

加入者の皆さまの保険料 1万円当たりの使い道

病院等を受診した時の医療費	約5,420円
高齢者の皆さまの医療費への拠出金	約3,798円
病気で職場を休んだ際の手当金や 出産した時の給付金	約578円
健診・保健指導経費	約101円
協会けんぽの事務経費	約57円
その他の支出	約46円
計	10,000円



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

代表：098-951-2211

企画総務（保険料率、広報）：098-951-2246

業務（給付、保険証、任意継続）：098-951-2282

保健（健診、保健指導）：098-951-2011

レセプト（第三者行為（交通事故等））：098-951-2285

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

協会けんぽ 沖縄

検索



年金事務所 からのお知らせです。

平成28年9月分から 厚生年金の保険料率が変わります!!

(平成 28 年 10 月 31 日納付期限分)

保険料改定の 2つのポイント

1 厚生年金保険料率が改定されます。

平成 28 年 9 月分より厚生年金保険料率が変わります。
(健康保険料率, 介護保険料率, 子ども・子育て拠出金率は据え置きです。)

2 算定基礎届による新しい標準報酬月額が適用されます。

年金事務所から送付された「標準報酬決定通知書」を参照の上、新しい標準報酬月額をご確認ください。

変更前

178.28
1000

(平成 28 年 8 月分まで)



変更後

181.82
1000

(平成 28 年 9 月分から)

* 新しい厚生年金標準報酬・保険料月額表は、

日本年金機構

検 索 からでもご覧いただけます。

CHECK



保険料納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。

Q. 健康保険・厚生年金保険料の給料からの源泉控除方法は？

A. 健康保険料・厚生年金保険料は、原則として被保険者の資格を取得した月分から資格を喪失した月の前月分まで保険料を納付することになっています。この保険料は、事業主と被保険者は折半して (50% ずつ) 負担することになっています。

なお、事業主が被保険者の給料から源泉控除することができる保険料は、前月分の保険料となっています。

【例】 9 月に支払う給料から控除する保険料 → 8 月分保険料

ただし、月末に退職する場合は、前月分と当月分の保険料をその月の給料から控除することができます。

【例】 9 月 30 日退職 (資格喪失日 10 月 1 日) の場合に

9 月に支払う給料から控除する保険料 → 8 月・9 月分保険料

お問い合わせ先は、
各年金事務所の厚生 (適用) 徴収課です。

那 覇 098-855-1111

浦 添 098-877-0343

コ ザ 098-933-2267

名 護 0980-52-2522

平 良 0980-72-3650

石 垣 0980-82-9211

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からののお知らせです。

“健康づくり”講習のご案内！

気持ちいい汗を流して 健康になりませんか！

無料です

健康になりたい方

血圧を下げたい方

血糖値を下げたい方

どなたにも簡単
生き生き健康ヨガ体操

《講師》日本ヨガ療法学会
認定ヨガ療法士 安達 暁美氏

実施日時

9月17日(土)

午後 2 時～4 時

会 場

①中部会場（定員 30 名）
沖縄市福祉文化フラザ
（沖縄市高原 7-35-1）

10月2日(日)

午後 2 時～4 時

②北部会場（定員 30 名）
名護中央公民館（大和室）
（名護市港 2-1-1）

10月9日(日)

午後 2 時～4 時

③南部会場（定員 20 名）
浦添市てだこホール練習室 2
（浦添市仲間 1-9-3）

服 装：運動ができる服装・室内用運動靴、タオル（ヨガマットは協会で準備します）

お申込先：下記の申込書に所要事項を記入のうえ、FAX にてお申し込みください。

お問合せ **TEL098-861-2681 FAX 098-861-2682**

一般財団法人沖縄県社会保険協会 那覇市若狭 1-3-2 タカダ若狭ビル 501 号

■受付時間 午前 9 時～午後 5 時 月曜日～金曜日（祝祭日除く）

健康づくり教室参加申込書

※ 参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、☐ に ☒ 印をつけてください。

【FAX 番号：098-861-2682】

参 加 会 場

☐ ①中部会場

☐ ②北部会場

☐ ③南部会場

事業所名

参加者氏名

〒連絡先（職場・自宅）

TEL () -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

**社会保険労務士が、
社会保険の分からないことについてお答えします。**

無料電話相談

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月1日(木)、9日(金)、23日(金) 10月3日(月)、14日(金)、28日(金) 各午後1時から5時まで

担当社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681



社会保険委員会・社会保険協会からのお知らせ

28”年金シニアライフセミナーのご案内

厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に、定年退職後の年金、健康保険などの手続きや給付、健康で生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくことを考えるためのセミナーです。

退職を間近に控えた方、事務担当者の方など、ぜひご参加いただきますようご案内いたします。



日 程	地区名	会 場 名	募集定員	備 考
10 月 7 日(金)	那 覇	サザンプラザ海邦 4F (那覇市旭町 7 番地)	50名	定員に達し次第締切 とさせていただきます (先着順)
10 月 8 日(土)	浦 添	浦添市産業振興センター結の街 3F 中研修室 (浦添市勢理客 4-13-1)	50名	
10月12日(水)	名 護	名護中央公民館 1・2 研修室 (名護市港 2-1-1)	30名	
10月13日(木)	コ ザ	ちゃたんニライセンター (北谷町桑江 467-1)	50名	
※各会場共通 / 受付 12:30～ 開始 13:00～ 終了 16:40				

参加対象者

50 歳以上の厚生年金保険被保険者及び配偶者
事業所の事務担当者または年金委員の方

※ご夫婦での参加もお勧めします。

**参加費
無料**

内 容

- 退職後の健康保険、年金、雇用保険について
- ライフプランと生きがいづくり、家庭経済について

申 込 方 法

下記の参加申込書にご記入の上、郵送又は FAX でお申し込み下さい。

お申し込み お問い合わせ

沖縄県社会保険委員会 〒900-0031 那覇市若狭 1-3-2-501
一般財団法人 沖縄県社会保険協会 TEL098-861-2681 FAX098-861-2682

主催 / 沖縄県社会保険委員会 共催 / 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 後援 / 全国社会保険委員会連合会

----- キリトリ線 -----

年金シニアライフセミナー参加申込書

◆参加地区名 (いずれかに○を付けて下さい。)		那覇 ・ 浦添 ・ コザ ・ 名護		
事業所名			事業所 記号	
所 在 地	〒 -		電話番号	- -
参 加 者	氏 名	性 別	年 齢	区 分 (該当する方に○印)
				被保険者・配偶者
				被保険者・配偶者
				被保険者・配偶者

※ この申込書にご記入いただきました個人情報は当セミナーの目的以外の使用はいたしません。